

# 日本学生支援機構 貸与奨学金 令和6年3月で満期になる方へ

月額の変更または第二種奨学金の利率の算定方法の変更を希望する場合は、下記期限までに変更願を提出してください。  
提出期限を過ぎると、一切、受付できません。

月額変更願

令和5年12月15日(金)

第一種奨学金返還方式変更届(2017年度以降採用者)

第二種奨学金の利率の算定方法変更願

令和5年11月24日(金)

- ※変更願の様式は、学生生活支援課のほか、医・創造工・農学部  
の学生係・学務係でも配付します。
- ※**人的保証**を選択している人は、月額の減額を除いて、**連帯保証人・保証人の印鑑証明書と署名・押印も必要**ですので、  
余裕をもって準備してください。
- ※「返還説明会」には必ず出席してください。説明会で「貸与  
奨学金返還確認票」を配付しますが、上記変更願を提出  
した場合、内容が変わりますので、後日差し替えとなります。

令和5年10月4日 学生生活支援課